山口、昭51不1、昭52.3.28

命 令 書

申立人総評繊維労連ニチモウキグナス労働組合下関支部

被申立人 ニチモウ株式会社

被申立人 ニチモウ株式会社生産部

主

- 1 被申立人ニチモウ株式会社は、申立人総評繊維労連ニチモウキグナス労働組合下関支部 が、昭和50年12月2日付、16日付及び26日付で申し入れた事項についての団体交渉要求に 応じなければならない。
- 2 申立人のその余の請求は、これを棄却する。

理由

第1 認定した事実

- 1 当事者等
 - (1) 申立人総評繊維労連ニチモウキグナス労働組合下関支部(以下「下関支部」という。) は、被申立人ニチモウ株式会社生産部(以下「生産部」という。)の従業員173名(本 件申立て当時)をもって組織する労働組合である。

申立外総評繊維労連ニチモウキグナス労働組合(以下「組合」という。)は、東京に本部を、国内各地に支部を有しており、以前は全繊同盟に加入していたが、昭和46年4月に脱退、47年12月25日に繊維労連に加入している。

(2) 被申立人ニチモウ株式会社(以下「会社」という。)は、肩書地(編注、東京都)に本社を、国内各地に工場、営業所等を置いている。会社の資本金は16億2千万円で、

従業員数は約1,000名(本件申立て当時)を擁し、主として漁具、船具、鋼材等の生産販売を営んでいる。

生産部は、肩書地(編注、下関市)に所在し、48年12月1日の会社の機構改革以前には下関工場と称していた。本件申立て当時の従業員数は、約350名である。

2 労働協約について

組合と会社間には、43年2月15日労働協約が締結され、48年12月31日に失効した。失効した労働協約には、労使協議会に関しては、組合のみならず各支部についても設置する旨規定があったが、団体交渉に関しては、各支部についての規定はなかった。

3 労使交渉について

労働協約有効期間中、下関支部と下関工場(生産部)間では労使協議会、三役折衝、 四役折衝及び事務折衝がもたれており、これらを総称して労使交渉と呼んでいた。

4 組合規約について

組合規約第60条には、「団体交渉権は、原則として中央本部がもつ。但し、支部及び 分会も団体交渉を行うことができる。その場合、交渉事項、目的について中央執行委員 会の承認を得るものとする。」との規定がある。

5 団体交渉の申し入れ

- (1) 組合は、50年11月の臨時中央大会において、各支部が一斉に団体交渉を申し入れて、 労使間の問題解決をはかる旨の決議をし、①50年年末一時金の査定を組合(各支部) 並びに個人に明らかにすること、②47年1月以降の賃金引上げ、夏季、年末一時金の 査定による差別を全面的に撤回し、同一年令、同一勤続者の最高にあわせて是正し、 その期間中の差額並びに利息を支払うこと、の2点に各支部の要求を加え、団体交渉 申し入れをすることを申し合せた。組合の中央執行委員会も11月26日、各支部が団体 交渉を申し入れることを承認した。この承認につき、組合は、51年1月29日会社に通 知した。
- (2) 50年12月2日、下関支部は、生産部長に対して、次の事項について団体交渉を開催するよう申し入れた。

- ① 会社は50年年末一時金の査定を下関支部並びに個人に明らかにすること。
- ② 会社は47年1月以降の賃上げ、夏季、年末一時金の査定による差別を全面的に撤回し、同一年令、同一勤続者の最高に合わせ是正し、その期間中の差額並びに利息 (金融機関の最高金利による複利計算)を支払うこと。
- ③ 下関支部、組合員にかかってきた電話は、時間中といえどもとりつぐこと。
- ④ 行政機関等公的機関の呼び出し、事情聴取については、時間内の組合活動として 認め、賃金カットは一切行わないこと。
- ⑤ 上部団体の定期大会出席については、時間内の組合活動として認めること。
- ⑥ 時間内組合活動に対する賃金カットについては本給の1%カットとすること。
- ⑦ 賃金カットをする際は本給以外からはカットしないこと。
- ⑧ 下関支部婦人部3役の組合活動については、下関支部3役に準じ認めること。
- ⑨ 各職場に個人別の私物入れを設置すること。
- ⑩ 毎日の賃金支払いについては、早番勤務者は11時30分までに、定時、遅番勤務者は15時30分までに行うこと。
- ① 組合員並びに組合員の家族の葬儀については、時間内組合活動として認め、賃金 カットは一切行わないこと。
- ② 深川編網所の職場環境についての改善要求、(ア)防音対策については会社が責任を もって直ちに行うこと、(イ)食堂兼休憩室を1個の独立した部屋にすること、(ヴ)雨も りをなおすこと、(エ)職場の照明を明るくすること。
- (3) 12月16日付文書で、下関支部は、さらに高年令者、臨時雇に対する会社の退職強要についての事項を加え、団体交渉を開催するよう生産部長に申し入れた。
- (4) 12月26日、下関支部は、12月2日の申し入れ事項及び当委員会昭和48年(不)第4 号ニチモウ事件の50年11月25日決定事項につき、団体交渉を開催するよう社長と生産 部長に申し入れた。

6 団体交渉申し入れ後の経緯

(1) 下関支部の申し入れに対し、生産部は、12月5日事務折衝において生産部長には団

体交渉権が付与されていないので、団体交渉は会社と組合間でなされるべきであると 回答した。

(2) 会社は、12月5日付の文書で組合に対し、①各支部の要求事項は、全社に影響を及ぼす事項がほとんどである、②営業所長、出張所長は、団体交渉権を有しておらず、また、団体交渉はすべて会社と組合間で行うことが定着した慣行である、③出先営業所と各支部で団体交渉を行うことは効率性や統一性に欠けることになり得策でない、よって団体交渉は会社と組合間でなすべきである、との申し入れをした。

12月8日、生産部は、団体交渉は会社と組合間で開催すべきであるとする旨の通知書に、この会社の申し入れ書の写しを添付して下関支部に交付し、説明した。

(3) 12月22日の事務折衝において、生産部は、12月18日付の会社から組合への文書の写しを下関支部に交付し、従来と同様の労使交渉で具体的に話し合うよう求めた。この文書の写しの内容は、①全社的な事項は、会社と組合間の団体交渉で行うべきである、②組合規約第60条は、各支部の団体交渉権につき不明確であるし、団体交渉応諾義務者を誰にするかは会社の自由である、③過去、出先事業所と各支部間で団体交渉が行われたこともなく、慣行もない、以上の理由により全社的な事項は会社と組合間の団体交渉で、出先のことは従来と同様の労使交渉で話し合い、解決したい、というものであった。

以後、下関支部の再三再四の団体交渉要求に対して、生産部は同様の回答をくりかえした。

第2 判断

- 1 当事者の主張の要旨
- (1) 下関支部の主張

下関支部の団体交渉要求に対し、会社及び生産部はこれを拒否した。しかるに、① 各支部が固有の団体交渉権を有することは、組合規約上明確であり、本件要求の経緯 も組合規約にもとづいている、②従前にも、下関支部は、団体交渉を行ったことがあ り、したがって、本件要求はなんら慣行に反するものではない、③会社は、全社的な 事項は、統一的、画一的に処理されるべきであるので会社と組合間での団体交渉により処理されるべきだと主張するが、団体交渉要求事項中には各支部固有の問題もあり、もともと組合あるいは各支部のいずれが団体交渉を要求するかは、労働組合が内部で自由に決めるべきことがらである。しかも、会社の生産部長には使用者側担当者として団体交渉応諾義務がある、④会社及び生産部は、生産部固有の事項については、慣行にもとづく労使交渉により処理すればよいと主張する。しかし、従来下関支部と下関工場(生産部)との間に労使協議会が行われてはいたが、これは慣行によって行われていたものではない。

以上のとおり、会社及び生産部は、正当な理由なしに団体交渉を拒否したものであるから、このことは労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

(2) 会社及び生産部の主張

団体交渉に応じなかった理由は、次の点にある。

- ① 各支部の団体交渉権は、組合規約上不明確であるので、各支部には独自の団体交渉権はないものと解される。
- ② 下関支部の団体交渉要求は、慣行を無視したものである。
- ③ 団体交渉応諾義務者を誰にするかは、会社の自由であり、会社は生産部長に団体 交渉権を付与していない。
- ④ 全社的な事項は、統一的、画一的に処理されるべきであるので、会社と組合間の 団体交渉により、また、生産部固有の事項は、従来と同様に生産部と下関支部との 間の労使交渉により、解決すべきである。

よって、団体交渉を拒否したものではなく本件申立ては棄却されるべきである。

2 判断

(1) 前記第1の4認定のとおり、組合規約には、各支部が団体交渉を行うには、中央執 行委員会の承認を得て行うべき旨の規定がある。この趣旨は、下関支部が当委員会に おける労働組合資格審査の結果、独立の労働組合として労働組合法第2条及び第5条 に適合するものと認められることからして、団体交渉を行うに際し、下関支部は組合 の下部機関として上部機関の統制に服することをいうにすぎないものと解するのが相 当である。

また、前記第1の5の(1)認定のとおり、本件団体交渉要求に関して、この規定どおり中央執行委員会は承認し、組合はその旨会社に通知している。

したがって、本件団体交渉要求に対して下関支部に団体交渉権がないとする会社及 び生産部の主張は容認できない。

(2) 前記第1の2及び3認定のとおり、失効した労働協約は、団体交渉に関して各支部については規定せず、労使協議会を規定するにすぎない。このことは、労働協約上、各支部は団体交渉権を自己規制したものであって、慣行によったものでないことは明らかである。この理は、事実上各支部が団体交渉を行ったことがあるかどうかにかかわらない。

また、労働協約失効後においては、労使間の交渉は失効した労働協約の趣旨による 旨の労使間での同意確認がない以上、会社及び生産部には、組合あるいは下関支部に 対し下関支部の団体交渉権を自己規制すべく要求する根拠はないところ、本件におい てそのような同意確認がなされたとの疎明は全くないのであるから、下関支部が団体 交渉を要求したとしても、何ら異とするに足りない。

したがって、いずれにしても会社及び生産部が、下関支部の団体交渉要求を慣行に 反するとする主張には理由がなく、採用できない。

(3) 前記第1の5及び6認定のとおり、会社は、下関支部の団体交渉申し入れに対して、 生産部を通して、全社的事項については会社と組合間の団体交渉で、生産部固有事項 については労使交渉による旨回答し、下関支部との団体交渉を拒否している。

全社的事項についての会社回答について判断すると、会社がこれらの事項については統一的、画一的処理を必要として、組合との団体交渉を望むのは、会社として無理からぬところがあり、生産部長に団体交渉権を付与しないのも会社の自由であるが、さりとて、組合あるいは下関支部のいずれが団体交渉を要求するかは、労働組合の内部で自由に決定されるべきものである。

したがって、会社としては団体交渉権を付与した者をして下関支部との団体交渉に 当たらせるか、その煩にたえないとすれば、生産部長に団体交渉権を付与して当たら せるべきであるので、会社の回答は、下関支部の団体交渉要求を拒否する正当理由と はなしえない。

生産部固有事項についての会社回答について判断すると、これらの事項について生産部が労使交渉に応じることをもって団体交渉拒否の正当理由としているが、前記第2の2の(2)判断のとおり、労働協約の失効により、会社は、下関支部に対して団体交渉権行使の自己規制を求め得る根拠を失っているのであるから、下関支部に労使交渉の申し入れをしたからといって、団体交渉拒否の正当理由とすることはできない。

(4) 以上のとおり、会社は、正当な理由なく団体交渉を拒否したものであり、このことは、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

なお、生産部は会社の一組織にすぎず、生産部長が組合員に対して直接労働契約当 事者ではないにしても事実上の使用者たる地位に立つものであるとの疎明はないので、 本件団体交渉拒否について、その責を有するものと認めることはできない。

第3 救済方法及び法律上の根拠

下関支部は、団体交渉応諾並びに下関支部及び申立外組合への陳謝文の掲示と手交などを救済内容として請求しているが、当委員会は、主文の第1項をもって相当と判断する。

よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和52年3月28日

山口県地方労働委員会 会長 稲 光 一 夫